

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	調布市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	120-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/000000000000/1436403182383/index.html">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/000000000000/1436403182383/index.html</a>

執行機関名 調布市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年条例第5号)による調布市特殊疾病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		調布市個人番号の利用に関する条例(平成27年調布市条例第52号) 別表第1第6の項 調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)による調布市特殊疾病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、特殊疾病患者に対し、調布市特殊疾病患者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の心身の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号) 調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第3条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	調布市特殊疾病患者福祉手当の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 イ	調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第3条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の指定難病をいう。以下この条において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該手当の支給の申請者に係る生活保護法に基づく保護を受けている事実についての生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ハ	調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第2条の2 調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第2条の3 調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第2条の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、その保護者(児童福祉法第六条の保護者をいう。)又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	調布市特殊疾病患者福祉手当の支給の申請を行う者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ニ	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第12条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、その保護(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該手当の支給の申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 2 号	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第10条 調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第11条
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の <u>変更の認定に関する事務</u>	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第3条の支給要件等の <u>変更の届出に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 2 号 イ	調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第3条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該手当の受給者に係る変更等の届出に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 2 号 ハ	調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第2条の2 調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第2条の3 調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第2条の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る指定難病の患者、当該患者の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該手当の変更の届出を行う者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 2 号 ニ	調布市特殊疾病患者福祉手当条例(平成2年調布市条例第5号)第12条 調布市特殊疾病患者福祉手当条例施行規則(平成2年調布市規則第7号)第10条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③ 提供を求め特定個人情報	当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者(当該保護者が支給認定(難病の患者に対する医療費等に関する法律第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条において同じ。)を受けている場合に限る。)若しくは支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該手当の支給の申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報
---------------	--	-----------------------------------

備考	
----	--